

港区教育委員会 様

学校名 港区立南山小学校

校長名 明田川 輝美

平成30年度教育課程について (届)

このことについて、港区立学校の管理運営に関する規則に基づき下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権教育の精神を基盤とし、学校・家庭及び地域社会の連携の基に、これからの社会を担う一員として、生涯学び続けることのできる、心豊かな児童を育成するために次の教育目標を設定する。

- じょうぶで明るい子
- よく考え最後までやりぬく子
- 友だちとなかよく協力する子

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

①児童及び教職員が、相手を思いやり、優しさや豊かな心を育む学校

- ・ 港区教育ビジョンの示す「徳」「知」「体」を育み、一人ひとりの個性を伸ばす教育を踏まえ、「徳」の育成を最も重要な教育のひとつと捉え、相手の痛みを理解し、相手を思いやり、優しさや豊かな心を育むことにより、児童の健全な育成に努める。
- ・ 日常の全教育活動の中で、児童一人ひとりが自尊感情・自己肯定感をもてるようにする。

②児童及び教職員が、自分や他者を大切に、お互いのよさや可能性を認め合える学校

- ・ 道徳教育の充実を図り、規範意識に関する資質向上を目指し、グローバル化に対応した国際感覚の育成と日本人としてのアイデンティティに関する意識を身に付ける。
- ・ 児童の人権を尊重し、「いじめは絶対に許さない」という認識のもと、「南山小学校いじめ防止基本方針」に基づき、教職員全体で未然防止、早期発見・早期対応できるための校内体制を整え、学校への安心感・信頼感により、全ての児童がのびのびと自分らしさを発揮し、お互いのよさや可能性を認め合える学校生活を送れるようにする。

③児童が主体的・対話的で深い学びを実感し、意欲的に取り組むことができる学校

- ・ 児童主体の学習を展開し、達成感や充実感を味わわせ、学び喜び、楽しさを実感させる学びを図る。
- ・ 学力向上のために、児童一人ひとりの学びを把握し、少人数指導やコース別指導を生かしながら、個に応じた指導の充実を図る。
- ・ アクティブ・ラーニングのを取り入れ、体験的・主体的に活動できる教育活動の工夫を図る。

④保護者から信頼され、地域から愛される学校

- ・ 教育活動に地域の人材の協力を取り入れるとともに、保護者や地域とのつながりを充実させ、児童の一層の成長を地域社会に還元し、社会全体の財産とする。
- ・ 幼児教育と小学校教育を円滑に接続するために、南山幼稚園と連携した教育活動やスタートカリキュラムの一層の充実を図る。
- ・ 児童の豊かな人間性を育むために、六本木アカデミーの幼稚園・小学校・中学校及び近隣の保育園や都立六本木高等学校等と連携した教育活動の充実を図る。
- ・ 地震等の自然災害に備えるための防災教育・防災訓練を保護者や地域と計画的に実施し、学校と地域の共生の充実を図る。

⑤教職員が意欲的に学び合い、高め合える学校

- ・ 児童一人ひとりがよさを発揮し可能性を伸ばすことができるよう授業力・資質の向上を図る。
- ・ 授業研究・研修等の自己研鑽によりキャリアアップを図り、他の教員へ還元、成果を学校全体に反映させていく。
- ・ 課題に対する危機管理意識をもち、未然防止・早期発見・早期対応を念頭におき、報告・連絡・相談を欠かさず行い、職務の遂行に努める。
- ・ 教職員一人ひとりが協力・協調・連携に努め組織に貢献し仕事に情熱をもって全力を尽くす。

2 指導の重点

(1) 各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間、オリンピック・パラリンピック教育、国際理解教育、特別支援教育

ア 各教科

- ・ 児童の学習状況や教科の特性を踏まえ、「課題解決→自力解決→交流（対話・話し合い）→自己解決」の学習過程を工夫し、基礎的・基本的な確かな学力の定着を図る。
- ・ 児童の学力調査の結果や日常の学習理解度を的確に把握し、指導と評価の一体化をすすめるとともに「東京方式 習熟度別指導ガイドライン」に基づき、少人数指導、ティーム・ティーチングによる個に応じた指導の充実を図る。
- ・ 理科や算数科において教材・教具の開発や授業研究を行い、理数教育の充実を図り、児童の興味・関心を高め、観察や実験等の活動を通して、科学的思考の充実を図る。
- ・ 幼小連携を生かしたスタートカリキュラムの改善とともに、主体的・対話的で深い学びを、9年間の成長で捉えられる各教科の系統性を見直しを図る。

イ 特別の教科 道徳

- ・ 発達段階や地域性に応じた道徳の授業の充実により、規範意識や人権尊重の精神の育成を図る。また、道徳教育推進教師を中心とした指導計画の作成・改善に努める。
- ・ 道徳授業地区公開講座においては、保護者や地域社会と連携し、人間関係を築く力や道徳心を育成する。

ウ 特別活動

- ・ 教科等で身に付けた見方や考え方を生かしながら様々な集団活動を通し、児童の主体性をさらに伸ばしていく。
- ・ 様々な集団活動を通し、その集団や自己の課題を見出し、その解決のために、よりよい人間関係の構築や集団生活の形成を図ろうとする態度を育てる。
- ・ 異学年間及び幼稚園・保育園等との継続的な交流を充実させ、互いに思いやりをもち、自分のよさや役に立つ喜びを味わわせ、自尊感情・自己肯定感を向上させる。

エ 総合的な学習の時間

- ・ 身近な地域等、自分たちとのかかわりのある人々や社会についての探究的な学習を通して、自ら課題をもち、主体的・創造的に追究し、解決する力を育てる。
- ・ 発達段階に応じた体験的な学習を通し、横断的・総合的な学習活動を展開するとともに、他者や地域社会とかかわることや自己を発見することができるようにする。

オ オリンピック・パラリンピック教育

- ・ オリンピック・パラリンピックの精神を踏まえ、スポーツ選手と触れ合い体験することを通し、健全な心身の育成を図る。
- ・ 日本の伝統・文化の学びを通して、日本人の規範意識や自覚と誇りを身に付ける。また、世界の歴史や文化にも興味・関心をもち、国際理解に努める心情を養う。
- ・ パラリンピックスポーツやパラリンピアンとの交流を通して、障害についての知識や理解を深め、バリアフリー等の「共生社会」を実現するための心情を培う。

カ 国際理解教育

- ・ 以前より取り組んでいる香道、華道、茶道、和作法等の体験活動を通し、日本の伝統・文化を尊重しようとする心情を育むとともに、世界の文化も大切にしようとする心情を養う。
- ・ 各教科、道徳及び特別活動を通じて、百人一首、お正月遊び、和楽器体験等を行い、日本の伝統・文化についての理解を深める。また、国旗・国歌について正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てる。
- ・ 国際学級の児童とのかかわりを通じて、自然に交流ができる国際人としての資質を養う。また、担任とNTの連携を図り、国際感覚の育成を図るとともに、英語を用いたコミュニケーションの楽しさを味わえるよう、指導の充実を図る。

キ 特別支援教育

- ・ 特別支援教育コーディネーターを中心に支援を要する児童の課題を特別支援教室専門員・特別支援教室巡回教員・特別支援教室巡回心理士・学習支援員で指導の方針や具体的な手立てについて十分に検討し、個に応じた指導の充実を図る。
- ・ 具体的な手立てについては、全教職員で共通理解を図り、指導の充実を図る。

(2) その他の特色ある活動

ア 言語能力の育成

- ・ 週1回朝の時間に漢字タイムを設定し、日本漢字検定に向けた取組を行うことにより、発達段階に応じた漢字の読み書き等の基礎的・基本的な知識、技能の確実な定着を図る。
- ・ 学校図書館を利用し、RASや保護者、麻布図書館職員による読み聞かせ等でより本への関心をもたせ、児童一人ひとりの読書への意欲を喚起する。
- ・ 各教科等の中で基礎的な知識・技能を確実に習得するとともに、事実を正確に理解し、その事実を自分の知識や経験と結び付け、主体的・対話的で深い学びとなるよう、集団の中で自分の考えを多角的に発展させていくことのできる学習活動の充実を図る。

イ 情報活用能力 (ICT)

- ・ 電子黒板、デジタル教科書、タブレット等の視聴覚機器や教材を有効活用し、児童の思考を深めさせ、学力向上に努める。また、情報モラルに対し、「SNS学校ルール」を基に校内で「南山小学校SNS学校ルール」の見直しをするとともに、各家庭でも「SNSルール」を策定するよう毎学期に啓蒙し、児童の安全を見守っていく。

ウ 幼小連携

- ・ 幼稚園・小学校との連携・一貫教育を重視し、スタートカリキュラムの見直しにあたりながら授業改善に努める。
- ・ MINATOカリキュラム及びスタートカリキュラムを活用し、12年間を見通して、学びの連続性や適時性を踏まえて、教科の系統を整理しながら授業の工夫・改善を行う。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- ・ 基本的な生活習慣等の定着を図り、落ち着いた学校生活が送れるよう、言語環境を整え、正しい言葉遣いや礼儀等の指導の充実を図る。また、保護者との連携を一層強化し、基本的な生活習慣の確立を図るとともに、挨拶等社会生活を営む上で必要とされるマナーやルールを「学びの姿勢」「南山生活ルール」を活用し、自ら守ろうとする態度を育成する。
- ・ 毎朝、専科・養護教諭は玄関で、担任は教室で児童を迎える等、全教職員で児童理解に努め、児童のよさを見出し、伸ばす教育を実践する。
- ・ いじめ等の問題行動に対して未然防止、早期発見・早期対応ができるよう「いじめ防止対策委員会」を設置するとともに、いじめや仲間外れのない帰属意識がもてる児童を育成する。また、児童一人一人が自分にできることを考える機会に、年3回の「ふれあい月間」を活用し、いじめのない学級・学校づくりを主体的に行える児童の育成に努める。
- ・ 特別な支援を要する児童や不登校児童については、校内委員会において指導方法の共通理解を図り、都・区のスクールカウンセラーや学習支援員と連携、協力し、児童に寄り添い、一人ひとりの思いを受け止める指導に当たる。また、スクールソーシャルワーカーや子ども家庭支援センター等の関係諸機関とも連携して対応する。教職員は指導理解力を高めるために、年間2回の教育相談等の校内研修を行う。

イ 進路指導 (キャリア教育)

- ・ 他者とのかかわりを重点において教育活動を行うことで、自分のよさや可能性に気付くようにし、何事にも挑戦し、最後までやり抜く態度を育てる。
- ・ 地域の商店や公共生活における職場体験を通して、地域の人よりよい町をつくろうという思いに、ふれ、地域に貢献しようとする意欲・態度を育てる。

(4) 健康・安全・食育に関する指導

- ・ 体力テスト結果を基に、個々の体力の現状を把握し、体育の授業の充実や児童の体力向上を図る。また、毎週木曜日の業間休みには「体力アップタイム」として、「走る・跳ぶ・投げる」の基本の動きを縄跳びや固定施設・用具を使った運動を全教職員で指導に当たり体力や健康を高める。
- ・ 地域防災協議会と連携を図り、保護者や地域、公署と協力して、防災訓練を実施する。また、地震の自然災害に備えるための防災教育やJアラートによる警報発令に対応した避難訓練等を計画的に行い、児童の「自助・公助・共助」の意識を育てる。
- ・ 薬物乱用防止教室や情報モラル教室、セーフティ教室等を通し、保護者や地域とともに、正しい知識や判断を学び、実践力を育てる。
- ・ 安全で栄養バランスのとれた豊かな食事を児童へ提供することはもとより、食に関する指導を給食だよりや給食試食会等を通して家庭へも発信していく。また、各教科や特別な教科 道徳、総合的な学習の時間等において、地産地消や郷土料理、世界の料理や伝統料理を学んだり、和作法体験でのマナーやルールを身に付けたりしながら、食文化への理解や食への関心を深める。